

高崎共同計算センター派遣事業状況

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業の状況を公開いたします。

対象期間 2026年4月1日～2027年3月31日

許可番号 派10-300499
事業所の名称 株式会社高崎共同計算センター
事業所の所在地 群馬県高崎市下之城町936-20
待遇決定方法 労使協定方式（すべての派遣労働者に適用、終期：2027/3/31）

1 派遣労働者数

2026年6月1日時点の労働者派遣された派遣労働者数	17人
----------------------------	-----

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

2025年度 派遣先事業所数	6件
----------------	----

3 労働者派遣に関する料金の額の平均額

2025年度 1日8時間あたりの労働者派遣の料金額の平均	37,220円
------------------------------	---------

4 派遣労働者の賃金の額の平均額

2025年度 1日8時間あたりの派遣労働者の賃金額の平均	19,424円
------------------------------	---------

5 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（マージン率）

マージン率	45.3%
-------	-------

【補足ご説明】

マージンは、事業運営に必要な経費として下記の事項などに充てています。

- ・事業主として負担すべき、健康保険、厚生年金、労働保険料
- ・年次有給休暇、慶弔などの特別休暇に充当した費用
- ・福利厚生費、教育訓練費
- ・システム維持費、通信費、営業管理費、間接部門人件費

教育訓練に関しましては、社員のステップアップのため各種訓練を用意し、段階的にバランスよくスキルアップする機会を提供いたします。